



サブロク（36）協定をご存知ですか？

国内の企業の大半を占める中小企業主・小規模事業者において、労働時間対策を中心とする「働き方改革」を推進していくことが重要となります。

とりわけ時間外・休日労働協定（36協定）を締結していないあるいは所轄の労働基準監督署に届け出ることなく法定労働時間を超えた時間外・休日労働が行われる場合が見受けられるところです。

- ・労働基準法では、労働時間は原則、1日8時間・1週40時間以内とされています。これを「法定労働時間」と言います。
- ・「法定労働時間」を超えて、従業員に時間外労働（残業）をさせる場合には、以下が必要です。
 - ① 労働基準法第36条に基づく労使協定（36協定）の締結
 - ② 労働基準監督署への届出
- ・36協定においては、「時間外労働を行う業務の種類」や「1か月や1年当たりの時間外労働の上限」を決めなければなりません。

36協定を結ばないまま法定労働時間を超えた労働（残業）が行われる場合も見受けられますが、これは法令上問題があります。

36協定を締結し、労働基準監督署へ届け出ていただくようお願いします。



相談窓口等について



- ① 労働時間に関する現行制度の内容等についてのお問い合わせ先
労働基準監督署（高松） TEL：087-811-8945
- ② 職業環境の改善に関する相談窓口（働き方・休み方改善コンサルタント）
長時間労働をなくし、労働時間や休暇の改善に取り組む事業主を支援しています。
労働局雇用環境・均等室 TEL：087-811-8924
- ③ 事業運営や経営上の課題に関する相談窓口
中小企業・小規模事業者の「働き方改革」に必要な、生産性の向上や人手不足への対応などの経営課題について
よろず支援拠点 TEL：087-868-6090

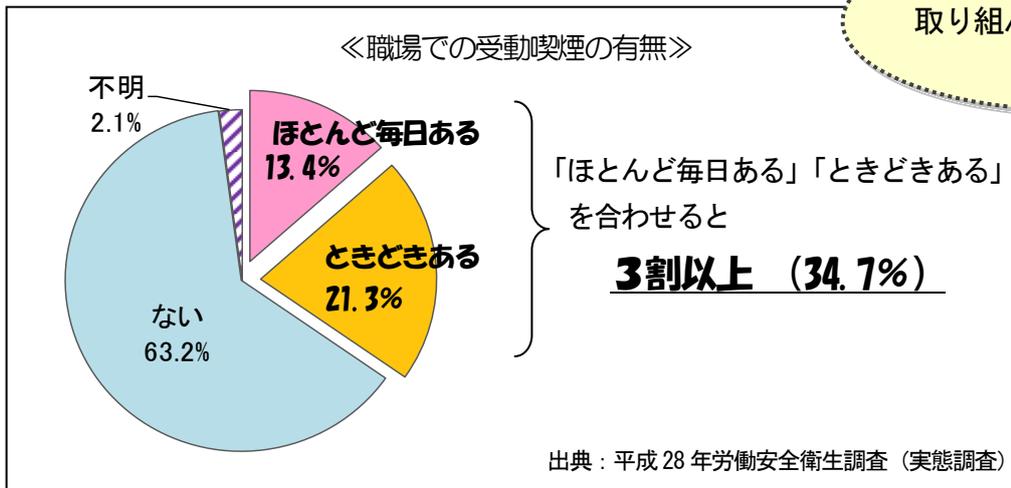
職場の“受動喫煙防止対策”はすすんでいますか？

労働安全衛生法では、「事業者は、労働者の受動喫煙を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする」とされています。

■受動喫煙とは？

室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることです。

Q：職場で受動喫煙がある労働者はどれくらいいるの？



受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所は、**85.8%**



無料

高松市では、たばこと健康についての講師を派遣します！



たばこを吸うことによる健康への影響は、がんや循環器疾患、呼吸器疾患など広範囲に及びます。また、たばこを吸う本人だけでなく、たばこを吸わない人でも、他人のたばこの煙を吸わされること（受動喫煙）で、肺がんや虚血性心疾患等のリスクが高まります。

たばこの害から自分もみんなも守るためには、一人一人の取り組みはもちろん、地域や職場全体で『禁煙』や『受動喫煙防止対策』に取り組むことが大切です。

平成30年度 高松市禁煙・受動喫煙防止出前講座 ～たばこの害から自分もみんなも守ろう～

禁煙や受動喫煙防止対策の取り組みとして、まずはたばこについて正しく知ることから始めませんか？

高松市では、禁煙外来等に従事する医師等の講師を、無料で派遣します。ぜひご利用ください。

（※募集团体数に達し次第、今年度の募集を終了します。）

詳細は、右記までお問い合わせください。

【お問合せ先】

高松市保健所 保健対策課

電話：087-839-2860

FAX：087-839-2879

E-mail：hc@city.takamatsu.lg.jp